

学校保健法

第2条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

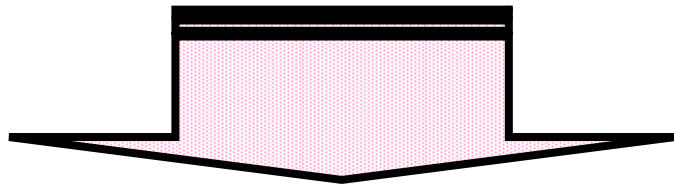
- 通学路の設定と安全点検
- 通学に関する安全のきまり、約束等の設定
- 自転車、二輪車、自動車の使用に関するきまりの設定
- 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- その他必要な事項

小学校施設整備指針(文部科学省)

交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所を出来るだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

生きる力をはぐくむ学校での安全教育(文部科学省)

通学路の設定とその安全確保にあたっては、交通事情等を配慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定する。さらに通学路の安全が恒常的に確保されるよう、保護者、警察や地域の関係者等の協力も求めて対策を講じておく必要がある

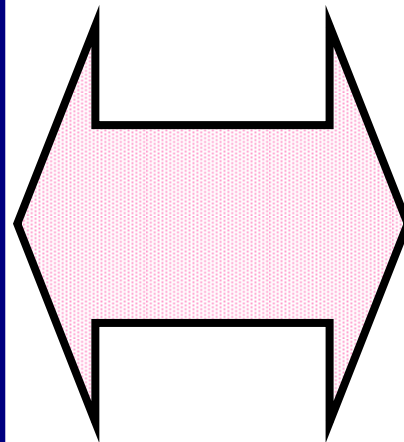


各学校における通学路の設定

- 各学校で、PTAや地域の交通安全推進委員会などの関係団体と連携して、年度当初に通学路の調査を実施する(交通事情の変化、歩道の状況、見通しなど危険箇所を確認)
- 調査の結果から安全性を考慮した上で、校長が通学路を決定し教育委員会に報告する

通学路設定の基本的な考え方

- ①できるだけ歩車道の区別のある道路を通学路に設定し、区別がない場合は交通量が少なく児童生徒の安全を確保できる幅員の道路を通学路に設定する。
- ②遮断機のない無人踏切や見通しの悪い場所など危険箇所を避ける
- ③横断歩道や信号機が設置されているか、警察官等の誘導が行われているかなど安全に道路を横断できるように通学路を設定する。



通学路の安全確保への取り組み

通学路の安全点検

PTAや地域の交通安全推進委員会などの関係団体と連携し、実際に通学路を巡回して交通事情の変化や危険箇所等を把握するなどの点検を実施する

交通安全指導

- ①学期初めや夏休み、冬休みの前などに集会や学級活動で事故防止の指導を実施
- ②小学校体育や中学校保健体育などの教科を中心に交通ルールや自転車の乗り方等を指導

地域やPTAによる登下校の見守り、スクールゾーンの設定

通学路の整備イメージ



博多小学校開校に向けた取り組み事例

- 各校区の代表・区役所・教育委員会が新たに設定する通学路を中心に点検
- 横断歩道、信号機、カーブミラー等の有無
- 交通量、歩道の状況、見通しなど

交通安全施設等の整備
16箇所